

## はじめに

日本国憲法は、国民の法の下における平等を謳い、世界人権宣言(1948年国連総会採択)は、人類社会の全構成員が「固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利」を有し、「これらの権利と自由の尊重を指導及び教育によって促進すること」を謳っています。

男女共同参画社会基本法は、1999年6月、このような個人の尊厳と平等の権利を保障する努力が、なお一層、必要であるという認識において制定されました。

男女共同参画社会とは、「社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(男女共同参画社会基本法、平成11年6月23日法律第78号)です。同法にもとづき男女共同参画を推進するために日本政府は「男女共同参画基本計画」を策定し、2010年12月17日には「第3次男女共同基本計画」を閣議で決定しました。ここでは、「男女平等を推進する教育」や「科学技術・学術分野における男女共同参画」推進等、高等教育機関が役割を果たすことが求められています。

本学は、2010年1月1日に男女共同参画推進担当学長補佐を配置し、同年6月に大阪教育大学男女共同参画推進会議、7月には同推進会議の下に男女共同参画推進会議企画専門部会を設置しました。11名の企画専門部会委員と当該事務を担当する人事課職員を中心に、本学における男女共同参画推進のための調査、企画・立案にあたり、大阪教育大学男女共同参画推進会議の議を経て、2010年度は、本学における男女共同参画元年というべき年となりました。

大阪教育大学男女共同参画推進会議企画専門部会は、一人ひとりの多様性と基本的人権がより一層大切にされるために、本学の男女共同参画が推進されることを願い、男女共同参画に関する本学の現状と本年度の取り組みを記録し、次年度の課題整理のための基礎資料とすべく本報告書を作成しました。多くの構成員が本学の男女共同参画推進に積極的にご参加下さることを期待しております。

2011(平成23)年3月28日

国立大学法人大阪教育大学

男女共同参画推進会議企画専門部会長

二井仁美